

こんなときは届け出を

必ず
14日以内に

届け出と 手続き



国保に加入するとき
国保を脱退するとき
その他

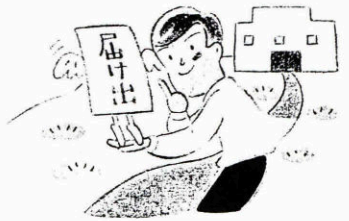
こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入したとき	印かん、転出証明書
他の健康保険などを脱退したとき	印かん、健保の離脱証明書
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
他の健康保険などに加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
生活保護を受けはじめたとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
退職者医療制度に該当したとき	印かん、年金証書、保険証
退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	印かん、保険証、身分を証明するもの
修学のため子どもが他の市区町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書
長期旅行などで別個の保険証が必要なとき	印かん、保険証

加入しなければならない人

職場の医療保険（健康保険・共済組合・船員保険など）に加入している人および生活保護を受けている人以外は、すべて国保に加入することが法律で義務づけられています。国保の加入、脱退など必ず14日以内に国保係に届け出てください。

届け出の手続きが遅れたら

- 保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。
- 医療費を全額自己負担しないといけなことがあります。
- あとで医療費を返さないといけなことがあります。



4月からの保険料 1か月12,800円

付加保険料は 400円のままです

平成9年4月から平成10年3月までの1年分の定額保険料を

毎月納めると ※4月中に前納すると
12,800円×12か月＝153,600円－149,890円＝3,710円
(約2.41%お得です!)

上記に、1年分の付加保険料をあわせて

毎月納めると ※4月中に前納すると
13,200円×12か月＝158,400円－154,570円＝3,830円
(約2.41%お得です!)

前納すると
割引されてお得!!
一定期間分の保険料をまとめて前払いする方法です。
保険料を毎月納めるのが面倒な人や、まとまった収入のある人は、ぜひご利用下さい。



※三隅町における町税等（町民税や国民年金保険料など）の納付方法が、口座振替に切替わることに伴って、各自治会におかれていた「組付組織」が解散することになりました。

平成9年4月からは、国民年金推進員さんを通じての納付書の配布や保険料の集金を一切行いませんので、これまで「組付組織」をご利用いただいていた方は、至急、口座振替制度に切替える手続きをして下さい。

—— 前納の納付期限は平成9年4月30日(水)です ——

4月24日（木）

時間	場所
9:00～9:30	滝坂公会堂前
9:45～10:30	宗頭文化センター
10:45～11:15	上中小野集落センター前
11:30～12:00	湯免ふれあいセンター
13:00～14:00	市消防器庫前
14:15～14:45	役場前

（料 金）
登録料 3,000円
注射料 2,300円
注射済票交付手数料 550円
（日時及び場所）

狂犬病予防法では生後3ヶ月以上の犬の登録と年1回の予防接種を義務づけています。平成7年度から一生に一度の登録になりましたが、すでに登録された方も予防接種は毎年必ず受け下さい。
また、消費税率の改正に伴い狂犬病予防注射済票交付手数料も次のとおり改正されますのでお知らせします。
なお、昨年度までは5月頃に2回目を実施していましたが、本年度は2回目の予防接種は実施しませんのでご了承下さい。

狂犬病予防接種 の実施について